

東アジア文化都市2017京都オープニング事業 (開会式典及びレセプションの演出)に係る運営業務の受託事業者の選定に係る募集要項

東アジア文化都市2017京都実行委員会(以下「本委員会」という。)では、東アジア文化都市2017京都オープニング事業(開会式典及びレセプションの演出)に係る運営業務の受託事業者をプロポーザル方式により募集しますので、参加希望者は以下の事項に従い応募してください。募集及び契約は本委員会が行います。

1 業務の概要

(1) 委託業務名

東アジア文化都市2017京都オープニング事業(開会式典及びレセプションの演出)に係る運営業務(以下「本業務」という)。

(2) 委託目的

本市、長沙市(中国)、大邱広域市(韓国)の代表や文化使節団等が参加する開会式典を通じて、同事業を広く市民へ周知を図るために専門的なノウハウやネットワークを活用し、効率的・効果的に事業を遂行するため、広く事業者を募集する。

(3) 業務内容

別紙1「東アジア文化都市2017京都オープニング事業(開会式典及びレセプションの演出)に係る運営業務の仕様書」のとおり

(4) 委託業務期間

契約日から平成29年3月15日まで

(5) 委託予定上限額

25,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

(1) 参加要件

次の要件をすべて満たすこと。

ア 本業務に類似した業務の受託実績があり、業務手法に精通していること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する要件に該当しないこと。

ウ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。

エ 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分を受けていないこと。

オ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人ではないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) その他

複数の法人等によるグループで提案する場合は、グループの構成員となる全ての法人等が、上記

(1)の要件を満たすこと。なお、グループの構成員が別のグループの構成員となり、又は単独で応募することはできない。

3 参加業者の受付・提出書類等

(1) 提出資料(各5部) 別紙2を参照

次の項目の書類を提出すること。

- ア 参加申込書 (様式1)
- イ 業務実績調書 (様式2)
- ウ 配置技術者調書 (様式3)
- エ 統括責任者の3箇月以上の雇用を証明する書類
- オ 京都市公契約基本条例との関係 (様式4)
- カ 業務実施に関する調書 (様式5)
- キ 見積書 (様式6)

(2) 提出期限

平成28年12月12日(月) 午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

提出書類は持参又は郵送により提出すること。

(4) 提出先

東アジア文化都市2017京都実行委員会事務局

(京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課内 担当:山本,石川)

〒604-8006京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル2階

電話(075)366-0033 FAX(075)213-3181

電子メール:bunka@city.kyoto.lg.jp

(5) 提出資料作成に関する質疑受付期限

平成28年12月6日(火) 午後5時まで(必着)

※質問方法は、持参、電子メール、FAX(FAXの場合は、電話連絡のこと)により、東アジア文化都市2017京都実行委員会事務局に提出

※質問に対する回答は、平成28年12月8日(木)までに、質問者に対し、電子メール又はFAXにより回答

(6) ヒアリングの実施

提出資料に基づき、平成28年12月13日(火)に、ヒアリングを実施(予定)する。時間、場所、出席人数等の詳細については、対象者に別途連絡する。

4 提出資料記載上の留意点

以下の留意点及び別紙1の仕様書等を熟読のうえ、書類を提出すること。

(1) 業務実績調書 様式2

過去3年間における文化芸術に係る催事(規模400人以上)運営等業務の実績について記載すること。複数の業務実績を有する場合は、内容等が本業務に最も類似していると思われるもの1件を記載すること。

(2) 配置技術者調書 様式3

3箇月以上雇用され、過去3年間において、文化芸術に係る催事（規模400人以上）運営等業務実績を持つ統括責任者について記載すること（氏名、所属・役職、経歴・職歴、過去3年の類似業務実績）。なお、統括責任者は本業務を実質的に担当するものとし、業務完了まで特別な事情がない限り変更はできない。

(3) 京都市公契約基本条例との関係 様式4

会社の概要を記入すること。

(4) 業務実施に関する調書 様式5

ア 業務実施方針

本業務における会社としての取組方針、取組体制、配慮する事項について記入すること。

イ 業務実施手法

進め方や会社としての独自の工夫について具体的に記入すること。

(5) 見積書 様式6

本業務の受託見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）を本様式に記入し、本様式とは別に応募者で使用している様式での見積書（内訳付き）も提出すること。

5 受託候補者の選定

(1) 選定方法

提出された「業務実績調書」、「配置技術者調書」、「京都市公契約基本条例との関係」、「業務実施に関する調書」、「見積書」及びヒアリングの内容に基づき、別紙3の「東アジア文化都市2017京都オープニング事業（開会式典及びレセプションの演出）に係る運営業務評価基準及び評価点」に示す項目を参考に審査委員会において総合的に評価し、業務委託候補1者を選定する。なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

審査結果については平成28年12月16日（金）（予定）までに、参加者全員に郵送又は電話により通知する。

また、審査結果についての異議申立ては受け付けない。

審査は、以下の委員が行う。

【審査委員】（3名）

委員長	本委員会	事務局長
委員	本委員会	事務局次長
委員	本委員会	補佐

6 契約に関する基本的事項

(1) 提案内容の修正等

受託候補者の選定後、委託内容、経費等については、受託候補者と調整を行い、必要に応じて修正・変更のうえ、委託契約を締結する。

(2) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。本業務に関する著作権（制作過

程で作られた素材等の著作権も含む。)その他の権利は、すべて本委員会に帰属するものとする。

(3) 受託候補者の選定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、選定を取り消し、受託候補者の選定において順位の高かった者の順に協議を行う。

- ア 応募者が2の参加資格を有すると偽った場合又は参加資格を失った場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ウ 委託内容、経費等についての協議が不調の場合

7 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 1(5)の委託予定上限額を超えた見積書が提出された場合は失格とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提案書作成のために本委員会から受領した全ての資料は、本委員会の許諾を得ないで、公表し、又は使用してはならない。
- (5) 審査内容については公表しない。また、審査内容及び審査結果についての異議申立ては認めない。
- (6) 本契約を締結した事業者の名称は公表できるものとする。